

令和 6 年

第 2 回羽咋市議会定例会

提案理由説明書

令和 6 年 6 月 3 日招集

本日、ここに、令和6年第3回羽咋市議会定例会が開かれるにあたり、提出議案の大要と当面する諸課題への取り組みについて、ご説明いたします。

はじめに、令和6年能登半島地震において、被害を受けられた全ての皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。

被災者の皆様におかれましては、住む家や今後の生活など、それぞれ様々な課題を抱えていらっしゃることと思います。

本市としましても、この震災からの一日も早い、復旧・復興と被災者支援に向けて、迅速かつ的確に対応していくため、まちづくり課および災害復興推進室を創設しました。

そして、4月15日には、羽咋市復興本部を立ち上げ、「未来につなげる復興」を基本方針として、羽咋市復興計画の策定に向けて取り組んでいるところです。

また、基本方針の推進に向けて、「くらしを再建する」、「ふるさとを再生する」、「地域経済を復興する」、「インフラを迅速に復旧・強靭化する」、「災害に強いまちをつくる」を5つの柱とした。

5月21日には、外部有識者で構成する「復興アドバイザリーボード会議」を開催し、専門的知見からご提案をいただきました。

地元説明会でも、多くのご意見をいただいているほか、今後、復興に関する市民懇談会を、全地区で開催する予定であり、皆様のご意見を集約し、8月中の復興計画並びに年内の実施計画策定

に向け、銳意取り組んでいきます。

次に、復旧における人的支援について、ご説明いたします。

4月から、姉妹都市である群馬県藤岡市をはじめ、福井県越前市、長野県岡谷市、岐阜県可児市、岐阜県各務原市、岡山県倉敷市から派遣された6名の職員の方々に、道路や下水道の復旧業務のほか、公費解体業務に携わっていただいています。

いずれも経験が豊かな職員であり、本市の復興に大きな力になつていただけだと確信しています。

一方、長野県から、県と市町村で構成する、長野県合同支援チームとして、発災直後から、本市の災害復旧業務を行つていただきましたが、5月末をもつて、職員の派遣が終了いたしました。

チームながのとして、長野県の職員をはじめ、61市町村、延べ2,438人の職員の皆さんに、避難所の支援や災害廃棄物の受付、家屋の被害認定調査、り災証明業務など、多岐にわたる業務に携わっていただきました。

また、藤岡市からも、発災直後から3月17日まで、給水応援や災害廃棄物の受付業務に、延べ315人の職員の皆さんに、ご協力いただきました。

本市の迅速な復旧に多大なるご尽力を賜りました。この場をお借りしまして、心から感謝を申し上げます。

それでは、災害に関する現状及び進捗状況について、ご説明い

いたします。

はじめに、インフラの復旧についてですが、公共災害復旧事業で、道路34件、河川1件、橋梁1件、公園5件のうち、道路8件、河川1件は国の災害査定済みであり、順次、復旧工事を進めています。

単独災害復旧事業の道路70件、海岸施設1件、漁港施設1件につきましても、復旧工事を進めているところです。

上水道につきましては、公共災害復旧事業で2件、単独災害復旧事業で147件、下水道はおよそ18キロメートル、雨水幹線0.7キロメートルの被害が確認されたほか、羽咋浄化センターでも液状化による被害があり、災害査定に向けて準備を進めています。

浄化槽につきましては、20件のうち査定前着手で完了5件、工事発注済みが6件です。

次に、農業関係について、ご説明いたします。

邑知潟周辺を中心に、農地および農業用施設234件が被害を受けました。

今年の作付けを可能にするため、施設の点検を行い、全体の6割にあたる、140件の応急復旧を実施いたしました。

また、国の補助対象となる23件につきましては、農閑期に工事に着手できるよう、災害査定を受けるため、測量設計などの準備を進めています。

次に、り災証明の状況について、ご説明いたします。

5月24日現在、3,508件の申請に対し、被害認定調査済が3,461件、2次調査につきましては、257件の申請に対し、239件が調査を終えています。

なお、被災証明の申請件数は、2,531件です。

引き続き、迅速かつ適正な調査に努めています。

次に、公費解体について、ご説明いたします。

5月24日現在、住家153棟、非住家148棟、合計で、301棟の申請があり、5月10日から家屋の解体に着手しました。

また、解体の実施に先立ち、寺家工業団地内に、災害廃棄物仮置場を開設し、解体で発生する廃棄物の受入体制を整えています。

なお、自費解体による費用償還の申請につきましては、住家3棟、非住家12棟、合計で15棟の申請がありました。

引き続き、石川県構造物解体協会と協力し、被災家屋の解体を速やかに進めています。

次に、建設型応急住宅について、ご説明いたします。

石川県から、4月20日に眉丈団地54戸、4月25日に石野団地13戸の引き渡しが行われ、随時、入居を開始しています。

また、これら建設型応急住宅に入居された方々が、安心して日常生活を送ることができるよう、見守り支援のほか、日常生活

の相談を行うなど、必要に応じ、被災者を専門相談機関へつなぐ支援を行っていきます。

建設型応急住宅は、原則2年間の設置期間であり、被災者の住まいの確保の観点から、災害公営住宅の建設についても進めいく考えです。今後、意向調査を実施し、入居希望者を把握していきます。

次に、避難所について、ご説明いたします。

本市の指定避難所につきましては、老人福祉センターで、開設していましたが、建設型応急住宅への入居などにより、5月末をもって閉鎖いたしました。

福祉避難所については、奥能登からの広域避難者を中心に、5月24日現在、25人の要援護者が、4か所の福祉避難所で生活されています。

一日でも早く、希望する暮らしを取り戻せるよう、支援していきます。

次に、液状化対策と支援について、ご説明いたします。

液状化被害が広範囲に発生した、大川町、本町、的場町、御坊山町、千里浜町、島出町の皆様へ、今後の液状化対策に向けた進め方や、宅地復旧への補助制度などをご説明し、多くのご意見をお聞きしました。

今後は、工法検討を進めるために必要なボーリング調査などを

順次実施し、地元のご意向も確認しながら、各地区に必要な液状化対策方針を、年内を目途にまとめていきます。

引き続き、地元説明会を適宜開催し、液状化対策を含む、復旧スケジュールをお示ししながら、安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

今般、石川県は、被災宅地等復旧支援事業を創設すること、ならびに復興基金を6月に設けることを発表しました。

これは、私が馳知事にかねてより要望しておりました、液状化などにより被害を受けた宅地の復旧に対する支援であり、宅地の地盤改良や住宅の傾斜復旧、擁壁やのり面などの復旧に対して、最大766万円を補助する制度です。

なお、石川県は今後、<sup>しまち</sup>市町からの要望に応じて、復興基金の支援メニューを順次創設していくとしており、本市といたしましては、引き続き、コミュニティ再生を中心とする被災者支援について、県へ要望してまいります。

本市では、石川県復興基金の創設やこれまでの被災状況の調査や皆様からのご意見を集約し、市独自の支援策をとりまとめました。被災された方が、引き続き本市で暮らすことができるよう、事業者の方々が事業を継続できるように、国や県の支援制度に上乗せ、あるいは、市独自の施策を設けており、その内容について、ご説明いたします。

まず、はじめに、液状化対策について、ご説明いたします。

液状化などにより、被害をうけた宅地の復旧支援として、地盤改良や住宅基礎の傾斜修復工事などについて、県支援制度の上乗せを行い、最大958万円の補助制度とします。

また、耐震住宅リフォーム支援事業の制度を拡充します。被災した住宅の傾斜修復を促進するため、被災して耐震性が低下した住宅の傾斜修復を新たに補助対象とし、補助金額を現在の160万円から200万円へ増額します。さらに、市内業者による施工の場合には20万円を上乗せし、最大220万円を補助し、住宅の耐震化と併せて住宅の傾斜修復を促進していきます

次に、被災者生活再建支援金の市独自加算支援金について、ご説明いたします。

住まいの再建に伴う、市独自の加算金として、国の2分の1に相当する、最大100万円を支給します。

次に、未来につなげる羽咋なりわい再建支援事業について、ご説明いたします。

事業者への支援として、国と県が、「なりわい再建支援補助金」や「持続化補助金」の災害枠を新設し、中小企業や小規模事業者を中心に支援を実施しています。

本市独自の支援策として、国と県の支援制度に上乗せするほか、被災した店舗の市内移転に係る費用を、市単独で補助します。

次に、農業者支援について、ご説明いたします。

被災した農業用機械や施設の現状復旧に係る修繕、再取得費用について、国や県と連携し、補助を行います。

以上が、復興基金や補助制度を踏まえて創設した、本市の実情に即した支援策です。

液状化対策、生活再建、なりわい再建、農業者について、更なる経済的な負担の軽減を図り、早期復旧と再建を強く推進していきます。

次に、義援金について、ご説明いたします。

義援金は、県から支給するものと、羽咋市から支給するものがあります。羽咋市に寄せられた義援金の額は、5月24日現在で、6,033万円であり、被災区分に応じて、順次、支給を行っています。

次に、被災および物価高騰に関する支援について、ご説明いたします。

能登半島地震により多くの市民の方々が被災され、不便な生活を強いられ、さらには、原材料価格や物流コストの上昇に伴い、食料品の値上げが続いている。全市民を対象に、1人あたり1万円分の地域商品券を7月中に給付するほか、20パーセントのプレミアム付きUFO商品券を発行し、被災者支援と物価高騰

対策の両方の観点から、経済支援を行います。

合わせて、羽咋市商業協同組合が発行するU F Oカードに、ポイント加算支援を行うことにより、市内の消費を喚起し、経済の活性化を図っていきます。

次に、令和6年度の事業について、ご説明いたします。

はじめに、国道159号羽咋道路について、ご説明いたします。能登半島地震の際には、奥能登方面から避難される方や被災地支援に向かう車で大渋滞が発生し、改めて当該道路の重要性と早期整備の必要性を認識いたしました。

現在、四柳町から四町地内で、道路改良工事と一部区間で舗装工事が実施されており、国は令和6年度当初予算で、12億7千万円を計上していることから、令和7年内の四柳町から志々見町間の開通に向け、着実に工事が進捗するものと考えています。

今後も整備促進に向け、国や県、関係国會議員への要望活動を実施するとともに、国道159号羽咋道路に接続する、県道若部千里浜インター線志々見バイパスの、早期全線開通につきましても、石川県に要望していきます。

次に、国道415号について、ご説明いたします。

羽咋バイパスⅡ期区間につきましては、昨年10月に全線開通し、現在石川県では神子原ダムから県道所司原神子原線と分岐する1.2キロメートル区間で調査を実施しています。

残る県境区間につきましては、国土交通省が石川県、富山県と共同で、県境部の未整備区間の機能強化に関する検討結果をまとめおり、能登半島地震を踏まえて、早期の概略計画の検討を進めると公表しました。

今後も、早期の事業化に向け、国や県、関係国會議員に、強く要望していきます。

次に、にぎわい交流拠点「LAKUNAはくい」について、ご説明いたします。

去る3月15日に、建物本体工事が完了し、指定管理者である、株式会社オカモトとともに、オープンに向け準備を進めています。

4月30日には、専用ホームページを公開し、5月27日から、インターネットでの施設予約の受付をスタートしました。

駐車場につきましては、施設側に40台、長者川右岸側も整備し、開業までに合計80台分の駐車スペースを確保するほか、周遊連絡道路である、市道羽咋101号線についても、仮舗装し、同時に供用します。

6月23日には、200名の招待客を迎え、竣工式を挙行します。翌24日から28日までをプレオープン期間とし、市内小学生を屋内公園に招待するほか、10時から15時まで、図書カフェ・学習スペースを一般開放します。

さらに、施設1階のドトールや隣接する商業施設が、営業を開始する予定です。

市制施行日である7月1日に、グランドオープンし、10週にわたって、地域と連携した開業記念イベントや達人による公演を開催します。

本施設が、多世代の方々にご利用いただき、新たな交流の場として、市民の希望の灯りをともす施設となるよう進めていきます。

次に、羽咋まつりについて、ご説明いたします。

今年度の開催につきましては、「LAKUNAはくい」周辺で開催を予定していましたが、羽咋まつり実行委員会において協議した結果、被災した長者川護岸の復旧工事の進捗状況を考慮し、昨年度と同様、会場を市役所駐車場とし、8月24日に開催することになりました。

開催の内容につきましては、実行委員会で協議しながら進めていますが、本市の伝統文化であり、「いしかわ県民文化振興基金」の文化活動支援事業にも認定された、「はまぐり音頭」の継承をはじめ、交流人口の拡大や地域経済の活性化を目的に、市全体で盛り上げ、より多くの市民の方々に楽しんでいただけるイベントにしていきたいと考えています。

次に、千里浜ヒルズ開発事業について、ご説明いたします。

第2期分譲地につきましては、若者定住を推進する事業として、3月26日から28区画の募集を開始したところ、第1期分譲に続き、高い人気を博し、5月22日の二次募集受付開始初日に完

壳となりました。転入者の割合が7割と高く、能登半島地震により奥能登から転入される方もいらっしゃいます。

現在、9月以降の分譲開始に向け、造成工事を進めています。良質な住まいの提供は、人口減少対策に大きな効果を発揮することから、今後も宅地造成事業を継続的に進めていきたいと考えています。

次に、移住定住の推進について、ご説明いたします。

被災者の受け皿として、空き家を有効活用していく観点から、空き家情報バンクへの登録を、これまで以上に積極的に推進していきます。

速やかに入居できる良質な住居を確保するため、登録物件について、新たに家財処分費の支援を行います。さらに、市内の空き家の全戸調査を行い、件数や状態を確認したうえで、空き家バンクへの登録を促していきます。

なお、空き家情報バンクの登録件数は、令和5年度末で、64件であり、前年度より20件の増加、成約件数は27件で、前年度より13件の増加となりました。

また、移住相談窓口で対応した移住者数につきましては、41人で、前年度より10人の増となっており、復興の側面からも、空き家を生かした住まいの確保と支援は非常に重要であると捉えています。

次に、協働の地域おこし協力隊について、ご説明いたします。

空き家の有効活用に取り組む、地域おこし協力隊1名を、5月1日付けで委嘱しました。

受入先となる神子原地区の宿泊事業者や町会と連携しながら、空き家の利活用のほか、民泊運営など、地域の活性化につなげていきます。

また、市内事業者からの提案に基づく新たな地域おこし協力隊を登用するため、6月から募集を開始しました。

募集の内容につきましては、災害支援システムの開発、大規模営農の担い手、アウトドアの魅力創出、不動産事業者との連携を生かした移住推進に取り組む人材を募り、それぞれが自立していくことを見据えています。

事業者のニーズに沿った地域おこし協力隊の活動は、復興を支える取り組みにもつながると考えており、受入事業者との連携がスムーズにいくよう支援していきます。

次に、妙成寺建造物の国宝指定にむけた取り組みについて、ご説明いたします。

妙成寺の建造物につきましては、能登半島地震による大きな被害はなく、5月19日には、新しい貫首を迎える晋山式かんじゅ しんざんが挙行されました。

本市におきましても、能登・文化財の復興の輝きを取り戻すべく、庁舎前にPR看板を設置しました。

また、昨年度に引き続き、価値の周知と機運醸成に向けた取り

組みを、石川県と共同で実施していきます。

取り組みの内容につきましては、妙成寺建造物の動画映像の作成・公開や、小中学生にもわかりやすいパンフレットの作成、建具や彫刻の専門家によるガイドツアーの実施などを検討しています。

さらに、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した文化財のデジタル資料館を構築し、妙成寺の魅力を広く発信します。

次に、地域公共交通計画の再編について、ご説明いたします。これまで、地域公共交通計画の策定やデマンド交通の実証実験などを経て、本年3月に、「地域公共交通再編実施計画」を策定しました。

コミュニティバスの見直しや、A I デマンド交通の導入のほか、路線バスの利用助成や公共交通空白地域のタクシー利用助成の導入、地域でのバス待ち環境向上への取り組み支援、地域団体が行う外出支援活動への支援について定めました。

5月から、町会ごとの市民向け説明会の開催や、A I デマンド交通の利用者登録の受け付けを行っているほか、6月中旬からは、コミュニティバスとA I デマンド交通の共通回数券や各種助成券の販売を開始します。

7月1日からの再編の円滑な実施に向け、今後も広報などで、周知に努めています。

次に、スマートシティ推進に向けた事業について、ご説明いたします。

ます。

4月1日付けで、介護認定業務DX事業、書かない窓口申請書作成事業、窓口閲覧システム導入事業、LINE<sup>ライン</sup>を活用した、市民サービスデジタル化事業、羽咋市デジタル資料館構築事業の5つの事業が、内閣府の「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ」として採択されました。

デジタル技術の有効活用につきましては、市民の利便性向上に資するとともに、復興まちづくりにおいても、大変重要であると捉えており、引き続き、スマートシティを積極的に推進していきます。

次に、洪水ハザードマップおよび内水ハザードマップについて、ご説明いたします。

洪水ハザードマップにつきましては、水防法改正に伴い、石川県が水位周知河川の羽咋川と子浦川に加え、小規模河川8河川の洪水浸水想定区域を追加指定したことから、改正を行い、5月に全戸配布しました。

内水ハザードマップにつきましては、水防法改正に伴い、下水道の雨水排水計画区域において、マップの作成が必要となりました。

想定最大量の降雨があった場合の、浸水シミュレーションを実施し、浸水の深さごとに色分けした危険度を表しております。

危険区域を把握し、豪雨時の避難に役立てていただくために、このマップについても、5月に全戸配布したところです。

次に、旧余喜小学校の活用について、ご説明いたします。

昨年7月に、余喜公民館を旧余喜小学校に移転し、地区住民で組織する「余喜地区まちづくり連絡協議会」と連携しながら、今後の活用を進めています。

先般、余喜地区まちづくり連絡協議会 から施設の名称を、「よき交流センター」とし、地域内外や各世代の人達が、交流できる施設にしたいとのご提案をいただき、愛称として決定いたしました。

今後も地元を中心に、アイデアを重ねながら、住みやすく活気あるまちづくりに取り組んでいきます。

次に、新年度からの不登校対応の拡充について、ご説明いたします。

昨年6月から、旧余喜小学校の校舎を活用して「適応指導教室」を開設していますが、今年度から、更に、指導員が巡回指導を行う「巡回校内適応指導教室」を実施しています。

対象者は、登校はできるが、集団になじむことや教室で学習することなどが難しい児童生徒であり、既に希望があった小学生3人、中学生5人が利用しています。

次に、被災地だからこそできる、生きたふるさと教育とキャリア教育の取り組みについて、ご説明いたします。

明日、6月4日に、市内全中学生を対象として、伝統工芸「輪島塗」の再生と能登の復興について、絶望の淵に立たされながらも、日々奮闘される講師の体験談を通した特別講演会を実施します。

震災から、命の大切さや、何気ない日常の有難さ、助け合うことの重要性などに気づき、自分たちが、ふるさと振興のために何ができるかを考える、生きた教育の機会とします。

次に、病児保育所の新設について、ご説明いたします。

昨年度から病児保育施設の整備のため、実施設計に取り組んできました。

羽咋すこやかセンター1階300平方メートルを、病児、病後児、休日保育の、保育サービス専用スペースとして改修します。

また、令和7年度のサービス開始に向けて、適切な運営体制の整備に取り組んでいます。

共働き世帯の増加が進む中、新たな保育サービスとして、病児保育を実施することにより、さまざまな状況に対応した支援を展開することができると考えています。

今後も、保護者の負担軽減や、子育て環境の一層の充実を図っていきます。

次に、羽咋市こども計画について、ご説明いたします。

国は、こども基本法に基づき、「少子化対策」「子ども若者施策」

「子どもの貧困対策」を包含した「こども大綱」を策定し、目標や達成期間を明示しています。

本市では、国の大綱を勘案し、今後、各分野の有識者を委員とする、「こども計画策定委員会」を立ち上げ、「子ども・子育て支援事業計画」「羽咋市食育推進計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策についての計画」、「母子保健計画」を包含した「羽咋市こども計画」を今年度、策定いたします。

こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもに寄り添い、こどもの意見を尊重した、こども政策を進めていきます。

そして、市民一人ひとりが住んでよかったと実感できる、「輝く羽咋」の実現に向けて、これからも邁進してまいります。

以上申し述べまして、提出案件の説明に入ります。

今議会に提出いたしました案件は、予算案3件、その他1件、報告21件の合計25件です。

議案第30号 令和6年度羽咋市一般会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ、40億6千万円を追加し、予算総額を172億4,042万円に定めようとするものです。そのうち、能登半島地震関連の補正予算は、26億7,265万4千円、震災関連以外の予算は、13億8,734万6千円となりました。

歳出の主な内容は、能登半島地震に伴う予算として、農業施設や公園、小中学校施設の災害復旧にかかる追加補正のほか、公費解体事業や、福祉避難所運営事業の増額及び追加補正を計上しました。

また、被災した市民や事業者への支援として、被災者生活再建支援制度における、市独自の加算支援金支給にかかる追加補正や国・県の「なりわい再建支援補助金」や「持続化補助金」における市独自の加算支援のほか、国の農地利用効率化支援交付金に伴う、被災した施設や機械の再建などにかかる補助金支給なども計上しました。

さらに、地震による被災や物価高騰による生活支援として、市民一人あたり 1 万円分の地域商品券の給付や、プレミアム付き U F O 商品券の発行などの追加補正を計上しました。

震災関連以外の予算では、国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けた、羽咋市デジタル資料館構築事業や介護認定業務DX化事業など、5つの事業にかかる増額補正のほか、定額減税可能額が、所得税または住民税を上回ると見込まれる納税義務者を対象に、国の調整給付金の支給、国の強い農業づくり総合支援交付金の事業採択に伴う、JAはくい共同乾燥調製施設の再整備にかかる補助金、宝くじコミュニティ助成事業にかかる事業費の追加補正などを計上しました。

また、羽咋すこやかセンター内に病児、病後児、休日保育の3つの機能を集約した、施設整備費にかかる増額補正を計上しま

した。

歳入では、各事業の増額に伴う国庫支出金などを計上し、不足分は、まちづくり基金、財政調整基金からの繰入金により、収支の均衡を図った次第です。

議案第31号 令和6年度羽咋市介護保険特別会計補正予算第1号につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、介護認定調査、介護認定審査会をデジタル化することで、迅速な介護認定に取り組むための予算として、1,236万1千円を計上いたしました。

議案第32号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、石川県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するにあたり、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第33号 令和6年度羽咋市一般会計補正予算第3号について、ご説明いたします。

今回の補正の歳出の主な内容は、液状化による被害を受けた宅地の復旧と住宅の傾斜修復などへの県および市の支援金の支給にかかる追加補正および耐震住宅リフォーム支援補助金の拡充にか

かる増額補正を計上しました。

歳入では、各事業の実施に伴う国県支出金を計上し、不足分は、まちづくり基金、財政調整基金からの繰入金により、収支の均衡を図った次第です。

歳入歳出それぞれ、3億1千万円を追加し、予算総額を175億5,042万円に定めようとするものです。

報告第12号 損害賠償額の決定の専決処分の報告につきましては、市道羽咋210号線の道路照明灯の倒壊による通行車両への損害賠償額が決定しましたので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第13号 令和5年度羽咋市一般会計補正予算第13号の専決処分の報告につきましては、歳出では事業費の確定による都市づくり推進事業の減額をはじめ、能登半島地震に伴う応急住宅供与事業や住宅応急修理事業の減額など、一般行政費および各種事業費の決算を見込んだ調整を行ったほか、能登半島地震にかかる寄附金や特別交付税など、今後の被災者支援や復興事業の財源に充当するため、まちづくり基金積立金の増額を行いました。

歳入では、地方消費税交付金および地方交付税などの増額のほか、国庫支出金や市債、基金繰入金などの減額が主なものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ2億3,739万1千円を減額

し、予算総額を145億2,936万9千円に定めたものです。

報告第14号から報告第17号につきましては、令和5年度の各特別会計において、決算を見込んだ調整による補正予算の専決処分を行ったものです。

報告第18号 令和5年度羽咋市下水道事業会計補正予算第6号の専決処分の報告につきましては、羽咋浄化センター汚泥処理機械設備・電気設備 工事にかかる、債務負担行為の期間延長と限度額の増額の補正をしたものです。

報告第19号 羽咋市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法などの改正に伴うもので、令和6年4月1日に施行されることから、専決処分を行ったものです。

内容につきましては、令和6年度個人住民税の特別税額控除の実施、令和6年度の評価替えに伴う土地にかかる固定資産税及び都市計画税の税負担の調整などです。

報告第20号 羽咋市過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、国の関係省令の改正に伴うもので、令和6年4月1日に施行されることから、専決処分を行ったものです。

内容につきましては、固定資産税の課税の特例として、不均一課税となる申請適用期間を3年間延長するものです。

報告第21号 羽咋市本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、国の関係省令の改正に伴うもので、令和6年4月1日に施行されることから、専決処分を行ったものです。

内容につきましては、固定資産税の課税の特例として、不均一課税となる申請適用期間を2年間延長するものです。

報告第22号 羽咋市指定介護予防支援等の事業の人員、運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、厚生労働省令の改正に伴うもので、令和6年4月1日に施行されることから、専決処分を行ったものです。

内容につきましては、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援の提供に当たる事業者として指定することができるようになることなどを行うものです。

報告第23号 羽咋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、国の関係法令の改正に伴うも

ので、令和6年4月1日に施行されることから専決処分を行ったものです。

内容につきましては、人員配置基準などの見直しを行うもので

す。

報告第24号 羽咋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、国の関係法令の改正に伴うもので、令和6年4月1日に施行されることから専決処分を行ったものです。

内容につきましては、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務付けなどを行うものです。

報告第25号 羽咋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、厚生労働省令の改正に伴うもので、令和6年4月1日に施行されることから、専決処分を行ったものです。

内容につきましては、介護支援専門員の員数の基準などを変更するものです。

報告第26号 令和6年度羽咋市一般会計補正予算第1号の専決処分の報告につきましては、歳出では、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない中規模半壊以下の世帯を対象に、市独

自の基礎支援金の支給にかかる増額補正や、空き家除却に伴う補助金交付にかかる追加補正などを行ったものです。

歳入では、事業の実施に伴う国庫支出金や市債を計上したほか、不足分は、財政調整基金からの繰入金により収支の均衡を図った次第です。

これにより、歳入歳出それぞれ 8,042 万円を追加し、予算総額 131 億 8,042 万円に定めたものです。

報告第 27 号 令和 5 年度羽咋市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和 5 年度予算の一部を令和 6 年度に繰り越したことについて、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

報告第 28 号 令和 5 年度羽咋市一般会計予算事故繰越し繰越計算書につきましては、令和 5 年度事業の一部を令和 6 年度に繰り越したことについて、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

報告第 29 号および報告第 30 号につきましては、羽咋市水道事業会計および下水道事業会計において、令和 5 年度建設改良費の一部を令和 6 年度に繰り越したことについて、地方公営企業法の規定により報告するものです。

報告第31号 「業務委託契約の締結について」の一部変更の報告につきましては、令和5年第2回羽咋市議会定例会において、契約金額の変更を報告した、羽咋市立学校給食共同調理場調理・配達業務委託に関し、契約金額を変更したので、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の規定により報告するものです。

報告第32号 法人の経営状況の報告につきましては、羽咋市土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定により報告するものです。

以上をもちまして、提出いたしました全案件の説明を、終わります。詳細につきましては、質疑、質問あるいは各常任委員会におきまして、ご説明いたします。

何とぞ、よろしくご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いいいたします。